

LA シンポジウム・EATCS 日本支部 発表論文賞 選奨規程

2019年2月5日制定

第1章 総則

第1条 本規程は、冬のLA シンポジウム（EATCS/LA Workshop on Theoretical Computer Science）における発表論文賞を定める。

第2条 選奨の種類および名称は次の通りとする。

- イ) LA/EATCS-Japan 発表論文賞（LA/EATCS-Japan Presentation Award）
- ロ) LA/EATCS-Japan 学生発表論文賞（LA/EATCS-Japan Student Presentation Award）

第3条 前条イ、ロの選奨の受賞者を定めるため、当該年度のLA シンポジウム事務局およびEATCS 日本支部幹事団により選奨委員会を設け、管理運営にあたる。

第4条 イ、ロの選奨の受賞者は、当該年度の冬のLA シンポジウム参加者による投票をもって選定する。投票は冬のLA シンポジウム最終日に行うが、投票は事前に行ってもよい。

第5条 冬のLA シンポジウム参加者は、イ、ロの選奨の候補者から1名ずつ選び、一枚の投票用紙にイ、ロで異なる人を記載する。イに対しAと記載し、ロに対しBと記載した投票用紙の扱いは、次の通りとする。

1. Aがイを受賞する、あるいは、Aが学生でないときは、イについてはAへの投票、ロについてはBへの投票とみなす。
2. Aがイを受賞せず、しかも、Aが学生であるときは、イについてはAへの投票、ロについてもAへの投票とみなし、Bへの投票は無効とする。

第6条 イ、ロの選奨の賞状等は、当該年度の冬のLA シンポジウム最終日を贈呈日とする。

第7条 イ、ロの各賞の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名と発表題目をLA シンポジウムおよびEATCS 日本支部のWebに掲載する。また、同様の情報をBulletin of the EATCSにも報告する。

第8条 この規程の改訂は、冬のLA シンポジウム EATCS ビジネスミーティングにおける議決を経ることとする。

第2章 LA/EATCS-Japan 発表論文賞

第9条 LA/EATCS-Japan 発表論文賞の候補者は、当該年度の冬の LA シンポジウムにおける発表者とする。

第10条 LA/EATCS-Japan 発表論文賞の受賞者は、原則として毎年1名とする。最多得票者が2名以上いた場合に限り、過年度の LA/EATCS-Japan 発表論文賞の受賞者を候補者から外す。それでも最多得票者が2名以上いる場合には、最年少者を受賞者とする。なお、受賞者に共著者は含まれない。

第11条 LA/EATCS-Japan 発表論文賞として、次の各号を贈呈する。1については当該年度の冬の LA シンポジウム最終日に贈呈し、その他は後日贈呈する。

1. 賞状（当該年度の LA シンポジウム事務局代表および EATCS 日本支部会長の連名）
2. 賞状（EATCS 本部）
3. 記念盾
4. EATCS 2年間分の会員資格
5. 次年度の夏の LA シンポジウムへの参加旅費の補助

第3章 LA/EATCS-Japan 学生発表論文賞

第12条 LA/EATCS-Japan 学生発表論文賞の候補者は、当該年度の冬の LA シンポジウムにおける学生の発表者とする。ただし、当該年度の LA/EATCS-Japan 発表論文賞を学生が受賞したときには、その学生は同年度の LA/EATCS-Japan 学生発表論文賞の候補者から外れる。なお、発表者が学生であれば、共著者に学生以外が含まれていてもよい。

第13条 LA/EATCS-Japan 学生発表論文賞の受賞者は、原則として毎年1名とする。最多得票者が2名以上いる場合には、LA/EATCS-Japan 発表論文賞として得た票が最も多い最多得票者を LA/EATCS-Japan 学生発表論文賞の受賞者とする。それでも候補者が1名に定まらない場合には、最年少者を受賞者とする。なお、受賞者に共著者は含まれない。

第14条 LA/EATCS-Japan 学生発表論文賞として、次の各号を当該年度の冬の LA シンポジウム最終日に贈呈する。

1. 賞状（当該年度の LA シンポジウム事務局代表および EATCS 日本支部会長の連名）
2. 記念品

附則

この規程は 2019 年 2 月 5 日から施行し、2018 年度冬の LA シンポジウムにも適用する。